

令和 7 年度（令和 6 年度事業）
宗像市教育委員会事業報告書

令和 7 年 9 月
宗像市教育委員会

目 次

1 点検及び評価の概要	1
（１）点検及び評価について	1
（２）点検及び評価の対象	1
（３）点検及び評価の方法	1
（４）学識経験を有する者の知見の活用	2
 2 教育委員会の活動状況	 2
（１）教育委員会会議の開催状況	2
（２）教育委員会会議での審議状況	2
（３）教育委員会活動の概要	6
（４）教育委員会に関わるその他の活動	6
 3 教育委員会事務に係る点検及び評価結果	 7
（１）点検及び評価結果	7
I 子育て環境の充実	7
II 教育活動の充実	9
III 教育環境の充実	14
IV グローバル人材の育成と国際交流の推進	19
V 互いに尊重し、協力し合う社会の充実	21
VI 歴史文化の保存と活用	22
VII 生涯を通じた学習の振興	25
VIII スポーツの多面活用	27
（２）教育に関し学識経験を有する者による意見＜総括＞	30

1 点検及び評価の概要

(1) 点検及び評価について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）」第26条の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに公表しなければならないこととされています。

この報告書は、法の規定に基づき、効果的な教育行政の推進に資するとともに、教育行政の推進状況に関する市民への説明責任を果たすことを目的に、令和6年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行ったものです。

本市教育委員会では、この点検及び評価の結果を今後の教育行政に反映させることで、より一層の取り組みの充実を図っていくこととしています。

なお、本報告書において、小学校及び義務教育学校前期課程を「小学校」と、中学校及び義務教育学校後期課程を「中学校」と、小学校、中学校及び義務教育学校を「市立学校」と表記しています。また、本市では各中学校区内の小学校及び中学校を一つの「学園」とし、小中一貫教育を進めており、各中学校区については「学園」と表記しています。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

(2) 点検及び評価の対象

教育委員会会議の開催及び運営状況、その権限に属する事務の審議状況、また、教育長及び教育委員会事務局職員に委任された事務について点検及び評価を行いました。

(3) 点検及び評価の方法

第2次宗像市総合計画の施策及び事務事業のうち対象となるものについて、教育委員会事務局にて点検及び自己評価を行い、学識経験者の意見を活用しながら最終的な評価結果及び今後の方針を決定しました。また、評価における視点や妥当性等も含めて学識経験者から意見を聴取しました。

【事業の評価基準】 4：十分な成果が見られる 3：一定の成果が見られる
2：成果が不十分である 1：成果が見られない

※評価については、出来る限り定量的に示せるよう、以下の2点をもとに担当課で自己評価し、その判断理由を評価の右覧に記載している。

- ① 事務事業評価における「成果指標」の目標に対する達成度
- ② 事務事業評価における「活動指標」の達成度

(4) 学識経験を有する者の知見の活用

法第26条第2項が規定している「教育に関し学識経験を有する者の知見」については、専門的な見地が求められることから、大学等の専門家からの意見書を求める形をとっています。

また、本点検・評価は教育委員会の自己評価であることから、この意見書をもって客観性を担保し、点検及び評価制度の改善点や教育委員会が実施する評価の妥当性及び内容について意見をもらっています。

・教育に関し学識経験を有する者

氏名	所属団体等
坂井 清隆	福岡教育大学 教授

2 教育委員会の活動状況

(1) 教育委員会会議の開催状況

教育委員会会議については、原則として毎月1回「定例教育委員会」を、また必要に応じて「臨時教育委員会」を開催しています。令和6年度については、会議を合計14回開催しました。

- ① 定例教育委員会 12回
- ② 臨時教育委員会 4回

(2) 教育委員会会議での審議状況

法第21条に定める職務については、同法第25条及び「宗像市教育委員会事務委任規則」の規定等に基づき、令和6年度は審議案件が26件、協議案件が6件、報告案件が93件でした。

【審議案件の内訳】

- ① 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針 2件
- ② 教育委員会規則の制定及び改廃 4件
- ③ 職員（教職員を含む）の人事に関すること 2件
- ④ 法令又は条例に定めのある附属機関の委員の委嘱 7件
- ⑤ その他 11件

【令和6年度 教育委員会審議案件等一覧】

審議案件

議案番号	議 題	委員会名
第1号	宗像市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について	4月定例
第2号	第3地区教科用図書採択協議会委員の推薦について	4月定例
第3号	宗像市スポーツ推進審議会委員の委嘱について	5月定例
第4号	宗像市民図書館協議会委員の委嘱について	5月定例
第5号	宗像市学校給食審議会委員の委嘱について	5月定例

第 6 号	宗像市教育支援委員会委員の委嘱について	5 月定例
第 7 号	宗像市民生委員推薦会委員の選任について	6 月定例
第 8 号	宗像市幼児教育審議会委員の委嘱について	6 月定例
第 9 号	令和 6 年度使用第 3 地区小学校教科用図書の採択について	7 月臨時
第 1 0 号	宗像市立小学校、中学校及び義務教育学校における学校給食費に係る諮問について	9 月定例
第 1 1 号	令和 6 年度全国学力・学習状況調査の市町村別結果の公表に対する同意について	1 0 月定例
第 1 2 号	機構改編に伴う関係規則の整備に関する規則について	1 2 月臨時
第 1 3 号	小中学校の学校給食における飲用牛乳の選択制に関する請願	1 2 月定例
第 1 4 号	宗像市立学校の施設の開放に関する条例の一部改正について	1 月定例
第 1 5 号	宗像市立学校の施設の開放に関する条例施行規則の一部改正について	1 月定例
第 1 6 号	宗像市附属機関設置条例の一部改正について	1 月定例
第 1 7 号	宗像市文化芸術振興条例の一部改正について	1 月定例
第 1 8 号	宗像市民図書館協議会条例の一部改正について	1 月定例
第 1 9 号	宗像市郷土文化学習交流館協議会委員の委嘱について	2 月定例
第 2 0 号	宗像市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱について	2 月定例
第 2 1 号	令和 6 年度（令和 5 年度事業）宗像市教育委員会事業報告書について	2 月定例
第 2 2 号	宗像市立学校教職員の人事異動について	3 月臨時
第 2 3 号	第 3 期宗像市スポーツ推進計画（案）の策定について	3 月定例
第 2 4 号	宗像市通級指導教室設置規程の一部改正について	3 月定例
第 2 5 号	宗像市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例施行規則の一部改正について	3 月定例
第 2 6 号	宗像市教育委員会事務局職員の人事異動について	3 月臨時

協議案件

番号	議 題	委員会名
1	第 4 期宗像市教育大綱（令和 7 年度～）の策定について	7 月定例
2	第Ⅱ期宗像市自殺対策推進計画（案）について	1 1 月定例
3	第 3 期宗像市スポーツ推進計画（案）について	1 1 月定例
4	宗像市こども計画（案）について	1 2 月定例
5	宗像市立小学校、中学校及び義務教育学校における学校給食費について	1 月定例
6	宗像市学校教育重点アクションプランについて	1 月定例

報告案件

番号	議 題	委員会名
1	令和 5 年度雑誌スポンサー実績報告及び令和 6 年度雑誌スポンサーについて	4 月定例
2	むなかた子ども大学特設講座久原本家「だしの学校コース」	4 月定例
3	むなかた子ども大学特設講座エフコープ「科学者コース」	4 月定例
4	むなかた子ども大学特設講座「日本航空コース」	4 月定例

5	令和6年度学校の日の実施について	4月定例
6	令和6年度市立学校校長・教頭名簿及び市費任用職員人的支援配置一覧について	4月定例
7	令和6年度市立学校の主な学校行事予定・土曜授業について	4月定例
8	行政報告について	4月定例
9	後援報告について	4月定例
10	図書課主催養成講座の実施について	5月定例
11	第19回宗像市図書館を使った調べる学習コンクールの実施について	5月定例
12	むなかた子ども大学特設講座「デジタルテクノロジーコース（第1弾）」について	5月定例
13	宗像市立学校児童生徒・学級数（令和6年5月1日現在）について	5月定例
14	学校の日について	5月定例
15	行政報告について	5月定例
16	後援報告について	5月定例
17	令和6年度図書館要覧について	6月定例
18	むなかた子ども大学特設講座「YouTuberコース（編集編）」について	6月定例
19	むなかた子ども大学特設講座「English Speakerコース」について	6月定例
20	外国語教育支援事業について	6月定例
21	行政報告について	6月定例
22	後援報告について	6月定例
23	宗像市消費生活センター・市民図書館連携講座について	7月定例
24	福岡県立少年自然の家「玄海の家」主催事業連携について	7月定例
25	新書コーナーの新設について	7月定例
26	新修宗像市史編さん事業の完了	7月定例
27	むなかた子ども大学特設講座「いつものゲームで英会話！コース」について	7月定例
28	学校の日について	7月定例
29	行政報告について	7月定例
30	後援報告について	7月定例
31	むなかたアカデミッククラブ	8月定例
32	小学生読書リーダー養成講座について	8月定例
33	宗像ユリックス夏のおはなし会について	8月定例
34	夜の図書館で読もうについて	8月定例
35	学校の日について	8月定例
36	行政報告について	8月定例
37	後援報告について	8月定例
38	むなかた子ども大学特設講座「看護師コース」について	9月定例
39	むなかた子ども大学特設講座「宗像高校 電気物理部コース」について	9月定例
40	「令和6年度全国学力・学習状況調査及び福岡県学力調査」の結果について	9月定例
41	行政報告について	9月定例
42	後援報告について	9月定例
43	特別展「出光佐三 日本を支え故郷を愛した宗像人」の開催について	10月定例

4 4	むなかた育ち通信	1 0 月定例
4 5	むなかた子ども大学特設講座「English Speaker コース（第 2 回）」について	1 0 月定例
4 6	学校の日について	1 0 月定例
4 7	行政報告について	1 0 月定例
4 8	後援報告について	1 0 月定例
4 9	第 19 回宗像市図書館を使った調べる学習コンクールの結果について	1 1 月定例
5 0	学校の日について	1 1 月定例
5 1	行政報告について	1 1 月定例
5 2	後援報告について	1 1 月定例
5 3	宗像市読書月間報告	1 2 月定例
5 4	キャリア教育推進連携表彰 最優秀賞の受賞について	1 2 月定例
5 5	宗像市立学校不登校児童生徒のフリースクール等を活用した学習活動における指導要録上の出席の取扱いに関する事務取扱要領について	1 2 月定例
5 6	学校の日について	1 2 月定例
5 7	行政報告について	1 2 月定例
5 8	後援報告について	1 2 月定例
5 9	図書課・福岡教育大学連携事業報告	1 月定例
6 0	部活動ガイドラインの修正について	1 月定例
6 1	福岡県立宗像特別支援学校（仮称）説明会について	1 月定例
6 2	学校の日について	1 月定例
6 3	行政報告について	1 月定例
6 4	後援報告について	1 月定例
6 5	図書館を使った調べる学習コンクール「全国コンクール」結果報告	2 月定例
6 6	令和 6 年度 図書課主催養成講座活動報告	1 月定例
6 7	体育館空調工事の進捗と利用について	1 月定例
6 8	むなかた子ども大学メインキャンパスについて	1 月定例
6 9	むなかた子ども大学特設講座「警察官コース」について	1 月定例
7 0	むなかた子ども大学特設講座「English Speaker コース（第 3 回）」について	2 月定例
7 1	第 4 期宗像市教育大綱について	2 月定例
7 2	宗像市学校教育基本計画後期計画の取組と成果について	2 月定例
7 3	学校の日について	2 月定例
7 4	行政報告について	2 月定例
7 5	後援報告について	2 月定例
7 6	第 2 期宗像市自殺対策推進計画のパブコメ結果と計画の決定について	3 月定例
7 7	令和 6 年度むなかたアカデミッククラブ参加実績及び令和 7 年度計画について	3 月定例
7 8	小中学生スポーツ教室・大会(むなかたっ子熱くなれシリーズ)開催実績について	3 月定例
7 9	宗像市こども計画のパブコメ結果と計画の決定について	3 月定例
8 0	中学生読書サポーター養成講座について	3 月定例
8 1	小中一貫コミュニティ・スクールフォーラムについて	3 月定例

8 2	むなかた子ども大学のリニューアルについて	3月定例
8 3	むなかた子ども大学特設講座「中学生対象デジタルテクノロジーコース」	3月定例
8 4	むなかた子ども大学特設講座「デジタルテクノロジーコース」（不登校児童生徒対象）	3月定例
8 5	公立学校情報機器整備事業に係る計画について	3月定例
8 6	宗像市全校統一学力テスト、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について	3月定例
8 7	宗像市立学校の令和7年度児童生徒数・学級数推計について	3月定例
8 8	令和7年度学校医・学校歯科医・学校薬剤師の選任について	3月定例
8 9	令和7年度定例教育委員会日程について	3月定例
9 0	令和7年度全国・九州・福岡県連絡協議会等の会議・研修会予定について	3月定例
9 1	学校の日について	3月定例
9 2	行政報告について	3月定例

（３）教育委員会活動の概要

教育委員は、会議への出席以外に、学校支援訪問、学校の日、各種行事等にも積極的に参加しました。

① 学校支援訪問（宗像市教育委員会訪問）

【目 的】

市の重点施策の周知・徹底を図るとともに、重点目標の達成状況について確認し、重点目標に即した教育課程の編成・実施及び校務運営等について指導助言や支援を行い、教育活動の推進を図る。

【訪問日及び訪問先】

10月 7日（月）	自由ヶ丘南小学校	10月28日（月）	地島小学校
10月29日（火）	玄海小学校・玄海中学校	10月30日（水）	自由ヶ丘中学校
10月31日（木）	自由ヶ丘小学校	11月 1日（金）	玄海東小学校

【参加者】 宗像市教育委員、宗像市教育委員会事務局

② 研修会等

6月27日（木）	市町村教育委員会研究協議会
7月19日（水）	宗像市人権映画（宗像市）
7月31日（水）	全体研修会・教育講演会（宗像市）
10月 1日（火）	人権教育研修会（オンライン）
11月 8日（金）	福岡県市町村教育委員会教育委員研修会（福岡市）
11月29日（金）	市町村教育委員会研究協議会（福岡市）
1月 9日（木）	宗像地区人権・同和教育実践交流会（福津市）

（４）教育委員会に関わるその他の活動（教育委員が出席する主な活動等）

月	宗像市における各種行事・大会等
4月	市立学校入学式
5月	小学校・中学校運動会、学校の日

6月	小学校運動会、学校の日
7月	全体研修会、学校の日
8月	
9月	学校の日
10月	小学校・中学校・義務教育学校運動会、学校の日
11月	学校の日、子ども大学
12月	人権問題啓発強調月間街頭啓発、学校の日
1月	
2月	学校の日
3月	市立学校卒業式

3 教育委員会事務に係る点検及び評価結果

(1) 点検及び評価結果

以下に示す8つの施策について、点検及び評価を行いました。また、施策を構成する事務事業の中の主な事務事業については、事業ごとに自己評価を行っています。

- I 子育て環境の充実
- II 教育活動の充実
- III 教育環境の充実
- IV グローバル人材の育成と国際交流の推進
- V 互いに尊重し、協力し合う社会の充実
- VI 歴史文化の保存と活用
- VII 生涯を通した学習の振興
- VIII スポーツの多面活用

I 子育て環境の充実

◇ 施策の概要

次世代の社会を担う子どもとその家庭を社会全体で支援することを目指し、安心して子どもを産み、楽しく子育てができる環境づくりや、子どもが心身ともにすこやかに育つための環境づくりを展開していきます。

◇ 施策の方向性

【連携した相談支援体制の確立】

育児不安を軽減し、安心して子育てができることに加え、家庭環境や社会環境を改善し、子どもが安心して自分らしく生活できるよう、医師会など関係機関と連携した相談体制の強化に努めていきます。

また、成長や発達に支援が必要な子どもや障がいがある子ども、その家族に対して、支援体制の充実に取り組んでいきます。

さらに、仲間づくりや情報提供等の子育て支援に取り組むため、子育て支援センターや地域の子育て

サロンとの連携を強化していきます。

【安定した保育体制と幼児教育の充実】

「第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育ニーズに対応する提供体制の整備と質の高い保育サービスの提供に取り組みます。

幼児教育振興事業については、家庭、地域、保育所、幼稚園、認定こども園等と連携した総合的な幼児教育の推進、発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育から小学校教育への連携強化、協力支援体制の充実に取り組んでいきます。

◇ 施策を構成する主な事務事業

事務事業名	令和7年度所管名	主な指標名	単位	R5 実績	R6 実績
幼児教育振興事業	子ども育成課	保幼小連絡会、保幼認連絡会、保育士・幼稚園教員研修会の参加者人数	人	232	219
私立幼稚園就園等補助事業	子ども育成課	幼稚園無償化負担金	千円	257,411	190,997

◇ 主な事業の令和6年度の実績と評価

事務事業名	幼児教育振興事業	
令和6年度の実績と成果	宗像市幼児教育振興プログラム（第4期）に基づき、幼児教育審議会、幼児教育研究協議会、保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・義務教育学校（以下「保幼認小義」という。）連絡会、幼児教育と小学校教育の円滑な接続に関する研修会、幼児教育研修等を実施した。 保幼認小義連絡会では、入学児童に対する支援のあり方等について情報交換を行い、幼児教育と学校教育との円滑な接続を図った。 幼児教育と小学校教育の円滑な接続に関する研修会では、保育参観やグループ討議を通して、幼児期の姿を共有して意見交換を行うことで、保幼認小義の教員の連携強化につながった。 幼児教育研修会では、幼児の自発的な活動や発達支援への理解を深め、保育者の資質及び専門性の向上を図った。 幼児教育研究協議会では、幼児教育と小学校教育との連携・接続の強化をさらに進めるため、アプローチカリキュラムに関するアンケートを実施し、作成に向けた協議を行った。	
評価	3	従来課題となっている、幼児教育と学校教育の接続や発達支援についての研修を重点的に行い、多数の教員や保育士の参加のもと活発な意見交換が行われた。
課題と今後の方向性	宗像市幼児教育振興プログラム（第4期）に基づき、幼児教育の推進及び保幼認小義の円滑な接続のためのさらなる連携強化に取り組む。また、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、子どもの主体的な活動を促す環境づくりや配慮が必要な子どもへの支援など、今後の幼児教育の多様な展開に対応するために研修会や連絡会を継続して実施し、保育者の資質や専門性の向上を図る。	

	アンケートの結果等を参考に、アプローチカリキュラムを具体化するための検討・協議を進めるほか、アプローチカリキュラムに関する研修会を実施する。
--	--

【事業の評価基準】 4：十分な成果が見られる 3：一定の成果が見られる 2：成果が不十分である 1：成果が見られない

◇ 施策の課題と今後の方針

課題	核家族化や共働き世帯・ひとり親家庭の増加など子育て家庭を取り巻く環境の変化により、家庭では育児の孤立化や育児不安、地域では人間関係の希薄化による子どもの育ちへの無関心や子どもが成長し自立する上で必要な様々な体験の機会の減少が生じるなど、家庭や地域の子育て機能が低下している。安心して子どもを産み、子育てをするためには、妊娠から出産・育児期まで子育て家庭の悩み・不安に寄り添い、子どもの健やかな成長や発達を支援する環境が不可欠である。 幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であるため、幼児教育の充実を図っていく必要がある。
今後の方針	子ども関係施設・家庭・地域などと連携しながら、子どもや家庭の抱える様々な悩みや不安に寄り添い、子どもが安心して自分らしく生活できるよう、相談支援体制の強化に努めるとともに、成長や発達に支援が必要な子どもや障がいがある子ども、その家族に対する切れ目のない支援の充実に取り組んでいく。 また、子どもの生活の場である家庭、地域、保育所、幼稚園、認定子ども園等と連携した総合的な幼児教育を推進するとともに、発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育から小学校教育への円滑な接続のための連携強化と協力支援体制の充実に取り組んでいく。

II 教育活動の充実

◇ 施策の概要

社会が大きく変化するなか、児童・生徒が「生きる力」を身につけるために、知・徳・体をバランスよく育てる学校教育を実践していきます。また、学校、家庭、地域がそれぞれの教育に対する役割を発揮して、互いに連携しながら社会全体で児童・生徒を育てられるよう、開かれた学校づくりを推進していきます。

◇ 施策の方向性

【学校教育の充実】

児童・生徒の「生きる力」としての確かな学力、豊かな心、健やかな体の確実な育成にむけて、『一人一人に「志をもち、自分の将来や社会の未来を創造する力」を育む』ことを基本目標とし、中学校区ごとに特色ある取組を一層促進しながら、小中一貫教育をさらに推進していきます。

また、カリキュラム、教員、学校運営の質的な向上を図るため、計画的、組織的に取り組むとともに、特別な支援を要する児童・生徒に対する支援体制の強化に取り組んでいきます。

さらに、大学など専門性の高い機関との連携やICTの活用などにより、学習意欲と知識技能を培う授業や思考力、判断力、表現力を鍛える授業づくりを推進していきます。

【開かれた学校づくりの推進】

義務教育9年間での小中一貫教育を核とした家庭、地域と協働する学校づくりを進めるために、育て

たい子どもの姿を学校、家庭、地域が共有し、互いに役割を意識しながら、連携して取り組んでいきます。

また、教育活動に関する情報を共有しながら、地域住民、保護者、有識者等の参画を図っていきます。

さらに、児童・生徒が幅広い分野を学習することができるよう、学校、家庭、地域、市民活動団体等が連携して、個々が有する専門知識や経験を活用した教育に取り組んでいきます。

◇ 施策を構成する主な事務事業

事務事業名	令和7年度所管	主な指標名	単位	R5 実績	R6 実績
小中一貫コミュニティ・スクール推進事業	地域教育連携室	中学1年の不登校生徒数	人	49	64
放課後子ども総合プラン事業	地域教育連携室	宗像市地域学校協働活動推進員委嘱数	人	29	27
		放課後子ども教室参加児童数	人	8,180	9,112
世界遺産学習推進事業	地域教育連携室	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」の社会科等体験学習実施校数	校	13	10
学力向上支援事業	教育総務課	全国学力テストの全国平均正答率を100とした場合の市平均正答率（小6）	%	103	103
特別支援教育推進事業	教育支援室	教育支援委員会の判断結果先に就学した児童・生徒の割合	%	94.5	96.0
学校情報化事業	教育総務課	授業がわかりやすいと感じる子どもの割合	%	94	93
教育委員会運営事務	教育総務課	教育委員会で議案決定された案件数	件	23	26
教育総務一般事務	教育総務課	会計年度任用職員任用数	人	78	71
教育総務振興事業	教育総務課	教職員研修会回数	回	55	52
就学時健康診断事業	教育総務課	就学時健康診断受診率	%	99.4	99.3
就学援助事業	教育支援室	就学援助受給児童数（小学生・中学生）	人	742（小）	691（小）
		※要保護、入学前支給を含む		523（中）	508（中）
高校奨学金事業	教育支援室	奨学金受給者数	人	277	282
学校保健事務	教育総務課	児童・生徒及び教職員の保健管理費	千円	48,566	48,855
学校保健事務	教育総務課	教職員健康診断受診率	%	63	61
教育振興事業	地域教育連携室	学校支援ボランティアの延べ人数	人	3,291	2,300
学校教育一般事務	教育総務課	小学校・中学校入学者数	人	1,818	1,918

◇ 主な事業の令和6年度の実績と評価

事務事業名	小中一貫コミュニティ・スクール推進事業	
令和6年度の取組と成果	小中一貫コミュニティ・スクール研究発表会に向けて「かとう学園」と「大島学園」の支援を行った。また、「玄海学園」と「学びの丘学園」を令和6・7年度研究指定校として委嘱し、学校支援訪問を行った。さらに、5つの学園（大島、玄海学園を除く）に学園コーディネーターを配置し、学校間連携と学園・家庭・地域の連携の強化に務めた。	
評価	3	小中一貫コミュニティ・スクール研究発表会では、市内外に研究の成果を広めることができた。学園コーディネーターの配置があった学園では、学校と地域間連携強化によりカリキュラムの充実や若年教員の負担軽減、指導力向上につながった。学園毎の目指す児童・生徒像を設定・共有したことで、学校・地域・家庭それぞれのアプローチによる教育活動の充実がみられた。
課題と今後の方向性	全国的にみると、学園単位での運営協議会設置という特殊性があるため、今後も各校・各地域の実情に応じた学園運営協議会の実施や学園コーディネーターの配置等を検討する必要がある。また、教職員だけでなく地域住民や保護者に対して、小中一貫コミュニティ・スクールを周知し、参画意識の向上に努める。	

【事業の評価基準】 4：十分な成果が見られる 3：一定の成果が見られる 2：成果が不十分である 1：成果が見られない

事務事業名	放課後子ども総合プラン事業	
令和6年度の取組と成果	地域学校協働活動推進事業を12コミュニティ地区に委託し、各地域で子どもたちへ体験交流活動や学習支援の場を提供した。地域学校協働活動推進員を27名に委嘱し、地域と学校の連携・協働した教育活動の充実に貢献した。	
評価	4	参加した子どもの数が増加し、より多くの子どもたちが地域住民や地域ボランティアと交流する機会が増えた。それにより、地域と学校間のつながりが強化されただけでなく、地域社会全体で子どもを育てるという意識の向上に寄与した。
課題と今後の方向性	推進員の活動内容が明確でない地区もあるため、宗像市における役割やアプローチの方法について明確に提示する必要がある。また今後も体験交流活動や学習支援の場づくりの支援を継続するため、補助金（新・放課後子ども総合プラン）の終了を踏まえた予算を見込んでおく必要がある。	

【事業の評価基準】 4：十分な成果が見られる 3：一定の成果が見られる 2：成果が不十分である 1：成果が見られない

事務事業名	世界遺産学習推進事業	
令和6年度の取組と成果	世界遺産や宗像市の貴重な歴史文化を間近に体験できるように、「ふるさとふるふる講座」の中に5つのお出かけ講座を設け、市内10校にバス代の助成を行った。	
評価	3	社会科等体験学習や副読本などを活用したふるさと学習を全市立学校で実施することで、ふるさとに対する誇りや郷土愛の醸成につながった。
課題と今後の方向性	「ふるさとふるふる講座」の講座内容の見直しと、申し込み手順の簡素化を行い、学校が申し込みやすい環境を整えることで、「世界遺産学習を核としたふるさと学習」の推進を図る。	

【事業の評価基準】 4：十分な成果が見られる 3：一定の成果が見られる 2：成果が不十分である 1：成果が見られない

事務事業名	学力向上支援事業	
令和6年度の 取組と成果	学力向上支援教員を17人配置し、チームティーチングによる学習指導や習熟度別・課題別学習などの少人数指導を行い、きめ細かな指導及び個に応じた指導につながった。	
評価	3	学力向上支援教員の配置は、児童・生徒に対し、きめ細かな指導及び個に応じた指導を行える幅が広がり、その結果、「確かな学力」を身につけさせるという成果があったと考える。
課題と 今後の方向性	教職員の授業力向上、児童・生徒の実態に応じた学力向上支援教員の活用が必要であり、今後も、教職員の研修、各学校の状況に応じた学力向上支援教員の配置を行っていく。	

【事業の評価基準】 4：十分な成果が見られる 3：一定の成果が見られる 2：成果が不十分である 1：成果が見られない

事務事業名	特別支援教育推進事業	
令和6年度の 取組と成果	保護者等に医学的・心理学的・教育的な面談（就学相談）を実施して就学についての助言を行った。また教育支援委員会において適切な学びの場についての判断を行った。教育委員会に特別支援教育指導員を配置し、教員の特別支援教育に対する理解と児童生徒の実態に応じた適切な指導や支援のあり方等について指導助言を行った。併せて、県を通して巡回相談員を学校に派遣し、教員に対して助言を行い適切な指導と支援につなげた。さらに、市立学校に特別支援教育支援員を配置するとともに、通級指導教室支援教員や医療的ケアを行う看護師を配置し教育環境を整え児童生徒の支援を行った。	
評価	3	校内の支援体制や関係機関との連携、また保護者の特別支援教育への理解などにより、教育支援委員会の判断結果先に就学した児童生徒の割合は高水準を保っている。また特別支援教育の研修や特別支援教育指導員の指導助言などの取り組みにより、教員の実践的指導力の向上に繋がった。
課題と 今後の方向性	特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を強化するとともに、特別支援教育の理解をさらに深めるため研修の充実を図る。また教員への特別支援教育に関する指導助言や通級指導教室支援教員、特別支援教育支援員等の配置を行い、特別支援教育の充実を図る。	

【事業の評価基準】 4：十分な成果が見られる 3：一定の成果が見られる 2：成果が不十分である 1：成果が見られない

事務事業名	学校情報化事業、GIGAスクール推進事業	
令和6年度の 取組と成果	ICT運営支援センターを開設し、教職員及び児童・生徒が使用する学習用タブレット端末や大型モニター等のICT機器の不調や故障に即時対応するとともに、教職員のICTの活用を支援した。これにより、安定した学校支援とICTを活用した授業の充実につながった。	
評価	4	学校からの事案連絡をICT運営支援センターで一次対応することにより、対応状況を分析し、学校支援を効率的に行えるようになっている。また、ICT支援員による授業支援や研修会等により、教師のICT活用力の向上とICTの活用の日常化につながっている。
課題と	GIGA第一期の1人1台端末が更新時期を迎えるため、令和7年度からの3年間で全	

今後の方向性	児童生徒分を順次更新する。学校教育における必須ツールとして着実に更新を進めるとともに、児童生徒の情報活用能力の育成を図る。また、次世代の校務デジタル化を見据え、校務系ネットワークの再構築に取り組む。これにより教職員の負担軽減を図るとともに、教育データの利活用により個別最適な学びの実現や、困難を抱える児童生徒の早期発見と組織的な対応につなげていく。
--------	--

【事業の評価基準】 4：十分な成果が見られる 3：一定の成果が見られる 2：成果が不十分である 1：成果が見られない

事務事業名	福岡教育大学教育連携強化事業	
令和6年度の取組と成果	体験実習生、本実習生、副免実習生、インターンシップ実習生、教職大学院実習生を受け入れた。また、交通の便が悪い地域の学校（玄海学園、大島学園、河東西小学校）には、タクシーを使って学生ボランティアを派遣する「学園支援ボランティア派遣プロジェクト」を実施し、学生ボランティアの人数が少なかった学校にも学生が行きやすくする支援を行った。さらに、吉武小学校で生活科・総合的な学習の時間、日の里西小学校で人材育成の共同研究を実施した。	
評価	3	実習生を受け入れたことで学生の育成だけでなく指導担当教員の育成（OJT）にもつながるため、学校全体の指導力の向上に寄与した。学生ボランティアを定期的に受け入れたことで、個に応じた支援が充実した。また共同研究では、学校が抱える課題の解決を図るとともに市内の他校にも有益な情報提供ができた。
課題と今後の方向性	福岡教育大学の学生ボランティアについて、学校教育だけでなく、子ども大学等の市主催の事業や地域行事等にも活用を進めている。令和7年度の共同研究については、吉武小学校、自由ヶ丘南小学校で実施予定。	

【事業の評価基準】 4：十分な成果が見られる 3：一定の成果が見られる 2：成果が不十分である 1：成果が見られない

◇ 施策の課題と今後の方針

課題	小中一貫コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進していくために、学園ごとに目指す子ども像を共有したり、学校と地域が協働して実施する「ふるさと学習カリキュラム」の編成・実施・評価・改善サイクルを回したりするための組織編成や協力体制を充実させていく必要がある。 特別な支援が必要な児童生徒が年々増加しており、特別支援学級だけでなく、通常の学級においても合理的配慮を必要とする児童生徒が在籍していることから、全教職員の特別支援教育に関する専門的な知見や指導力が求められている。 更新が始まる1人1台端末の有効活用をさらに進めるとともに、児童生徒の情報活用能力の育成等にも取り組み、ICTの活用が「日常化」するよう取り組む必要がある。
今後の方針	小中一貫コミュニティ・スクール充実の上で中核となるのは、各学園の学園コーディネーターと地域学校協働活動推進員、そして各校の小中一貫コミュニティ・スクール推進担当者である。学校や地域の連携に関する日常的な情報共有を図り、今後の連携活性化につなげていく。また、統括的な地域学校協働活動推進員を玄海地区に1名配置している。統括的な推進員の役割を明らかにしながら、他学園にも広めていく。 教員の特別支援教育に関する理解や実践的指導力の向上を図るとともに、県立特別支援学校等、関係機関と連携しながら児童生徒の適切な支援につなげる。 児童生徒の情報活用能力を育成するとともに、教師のICT活用指導力の向上等にも取

	り組む。そのためにも、校務DXや学校における働き方改革を加速させ、教師が教師でなければならないことに注力できる体制の整備を推進する。
--	--

Ⅲ 教育環境の充実

◇ 施策の概要

学校は次世代を担う児童・生徒が学ぶ場であるため、社会環境の変化に合わせた適切な運営が求められます。

児童・生徒が安心して自ら学校に行きたいと思うことができるよう、学びの場として充実した環境を整備していきます。

◇ 施策の方向性

【学校図書館機能の充実】

読書活動の機会の提供については、学校、家庭、地域、市民図書館が連携し、児童・生徒が自ら本の楽しさや大切さを発信、啓発する仕組みを構築するとともに、教諭と学校司書が連携した授業に取り組んでいきます。

読書活動の環境整備については、地域の実情を見ながら学校図書館を開放するなど学校や地域の特徴を活かした児童・生徒の学校図書館利用の推進を図っていきます。

また、児童・生徒が「読む力」と「調べる力」を身に付け、自主的に読書や調べ学習を行うことができるように、読書センター、学習・情報センターとしての機能を持った学校図書館を整備していきます。

学校司書と司書教諭については、学校における図書活動のさらなる活性化を目指して、学校図書館の運営体制の充実を図っていきます。

【より良い学校給食の推進】

衛生管理及び食物アレルギー対策を徹底し、安全で安心な学校給食を提供していきます。

また、施設の更新、維持管理を適切に行うことで、学校給食の安定供給に努めます。

食に関する知識や望ましい食習慣を身に付けるため、学校における食育を推進し、各教科と給食をつなげる学習を展開していきます。

これに加えて、ゲストティーチャーによる体験事業の実施や地域の人と農作物の栽培や収穫を行うなど、学校、家庭、地域が連携した食育事業に取り組んでいきます。

さらに、地域の食材や食文化への理解促進のため、地域の食材を使った給食を提供していきます。

【学校施設の充実】

児童・生徒が安全、安心、快適に学習できるよう適正な学校や配置について検討しつつ、ICTを活用した教育の実践など、教育環境の変化に合わせた学校施設の改修や改築に計画的に取り組んでいきます。

また、災害時の安全性確保のため、つり天井や照明器具等の落下防止など、学校施設を必要に応じ整備していきます。

【教育相談体制の充実】

教育相談担当教員や養護教諭の資質向上、スクールカウンセラーなどの外部専門家の活用により、学校の教育相談機能の向上を図ります。

これに加えて、子ども相談支援センター、児童相談所、警察、医療機関等の関係機関や地域、市民活

動団体等と連携しながら、いじめや不登校など児童・生徒の抱える問題の解決に取り組んでいきます。

また、不登校対策として、教育支援センター（教育サポート室エール）での取組を継続して行っています。

◇ 施策を構成する主な事務事業

事務事業名	令和7年度所管名	主な指標名	単位	R5実績	R6実績
教育相談事業	教育支援室	教育相談員が受け付けた相談のうち、解決・改善につながった割合	%	100	100
教育支援センター運営事業	子ども支援課	教育支援センターに通室した児童・生徒の不登校解消率（高校進学を除く）	%	34.4	55.9
学校・家庭・地域連携食育推進事業	安全安心な学校づくり課	学校・家庭・地域連携食育事業に取り組む小学校の割合	%	100	100
学校給食管理運営業務	安全安心な学校づくり課	学校給食をとおした食の指導実施学校数	校	21	21
学校施設維持補修事業	安全安心な学校づくり課	施設に関する修繕及び補修工事発注件数	件	417	508
学校施設改修事業	安全安心な学校づくり課	施設の整備不良により児童・生徒が事故を被った件数	件	2	0
学校運営事務	安全安心な学校づくり課	施設設備の点検数	件	21	21
学校管理一般事務	安全安心な学校づくり課	支出命令作成件数	件	36	14
城山中学校整備事業	安全安心な学校づくり課	改築に対する会議及び協議回数	回	20	25
学校図書館事業	図書課	1学級当たりの図書館活用の時数	時間	小：21 中：4	小：33 中：8

◇ 主な事業の令和6年度の実績と評価

事務事業名	教育相談事業
令和6年度の実績と成果	すべての市立学校にスクールカウンセラーを派遣し、児童・生徒へのカウンセリング、教職員及び保護者への指導助言等を行った。 教育相談員の積極的な関与により相談者の悩みや不満が解消・軽減され、相談体制の充実につながった。 令和6年度のスクールロイヤー相談の実績は22件（前年度19件）。相談先の一つとして、利用頻度も上がってきている。 不登校に至る前の子や、至った子に対して支援を行う登校支援員を2校に配置し、

	不登校となった児童・生徒に対し積極的にアプローチを行うことができた。	
評価	4	市費及び県費のスクールカウンセラーを派遣することで、児童生徒、保護者及び教職員の悩みや相談に対応した。 教育相談員や登校支援員の積極的な関与や、スクールロイヤーの法的見地を踏まえたアドバイスにより、学校の負担軽減につながった。
課題と今後の方向性	学びの環境をより一層充実させるためには、学校外での様々な問題を抱える児童・生徒等に対する支援の充実が必要となる。個別の相談や対応が必要な児童・生徒数は年々増加しており、引き続き関係課や関係機関との連携強化を図る。	

【事業の評価基準】 4：十分な成果が見られる 3：一定の成果が見られる 2：成果が不十分である 1：成果が見られない

事務事業名	教育支援センター運営事業	
令和6年度の取組と成果	エールで不登校児童生徒の学校復帰を目指した支援を行い、登録者34人中19人が学校復帰、9年生10人全員が高校等へ進学をした。家から出ることが困難な児童生徒に対しては、家庭訪問相談指導員派遣事業による支援を行った（利用者5人）。 ホープでは、ひきこもり傾向にある児童生徒の心身の回復、社会的自立を目指す取組を行った（利用者37人）。 県立「玄海の家」が実施する不登校児童生徒支援事業「Chot GKI」（以下、GKI）の連携協定に基づき、令和6年4月から新たに職員を派遣し、不登校児童生徒が外へと踏み出すきっかけづくりに取り組んだ（利用者10人）。	
評価	4	エールでは、55.9%の児童生徒が学校復帰、9年生10人全員が高校等へ進学するなど、取組の成果があった。 ホープでは登校刺激を行わず、一人ひとりに合った支援をすることで子どもが元気になり、自発的に在籍校へ登校したり進学を目指したりするなどの成果につながった。
課題と今後の方向性	エール・ホープの運営、GKIとの連携を通じて、引き続き不登校児童生徒の支援を行う。 家庭訪問等による支援対象を、特にひきこもり傾向が強くホープへの通所も困難、あるいは校内外の専門機関からいずれの支援も受けていない児童生徒とその保護者へ拡大し、相談・支援に取り組む。	

【事業の評価基準】 4：十分な成果が見られる 3：一定の成果が見られる 2：成果が不十分である 1：成果が見られない

事務事業名	学校・家庭・地域連携食育推進事業	
令和6年度の取組と成果	小中一貫コミュニティ・スクールとして9年間、児童生徒の発達段階に合わせた食育事業を実施した。 地域や農家と連携し、野菜や大豆の栽培体験、魚さばき体験をするなどの食育事業を実施した。また、給食で提供された地場産物の生産者となつたり、地域の生産者からの直接指導を受け、田植え・稲刈りなどの体験活動に取り組むことで、食べ物ができるまでの苦労や努力に気づき「食」の大切さを実感することができている。 地場産物や宗像市をPRするため、民間企業や大学、地域や家庭と連携しながら、新しい特産品開発に挑戦し、市内外にて特産品の販売を行った。多様な職業の人と関わることで、仕事の楽しさや大変さ、なりたい職業など生徒のキャリア教育とし	

	ての成果もみられた。	
評価	4	学校給食を通じた食の指導を全ての学校で実施した。また、学校・家庭・地域と連携した食育事業に全ての小学校で取り組んでいる。
課題と今後の方向性	食に関する知識や望ましい食習慣を身に付けるため、学校における食育を推進し、各教科と給食をつなげる学習を展開していく。 また、ゲストティーチャーによる体験事業の実施や地域の人と農作物の栽培や収穫を行うなど、学校・家庭・地域が連携した食育事業に取り組み、地域の食材や食文化への理解促進のため、地域の食材を使った給食を提供していく。	

【事業の評価基準】 4：十分な成果が見られる 3：一定の成果が見られる 2：成果が不十分である 1：成果が見られない

事務事業名	体育館空調設備整備事業	
令和6年度 取組と成果	市内20校の体育館及び武道場に空調設備を整備する工事を行い、児童・生徒の安全安心な学習環境を整備することができた。また、指定避難所となっている19校においては、避難所の防災機能強化を図ることができた。	
評価	4	令和5年度から令和6年度にかけて、入札不調が相次ぐ中、空調機器備品発注12本・整備工事23本の契約を整え、学校現場への影響を最小限とするため、工程管理を徹底し、2月末までに屋内工事を完了させ、全工事を年度内に完成させた。
課題と今後の方向性	新たな設備機器の適切な運用マニュアルを整える必要があり、学校現場や関係課（文化スポーツ課、危機管理課、子ども育成課）と連携しながら作成していく。	

【事業の評価基準】 4：十分な成果が見られる 3：一定の成果が見られる 2：成果が不十分である 1：成果が見られない

事務事業名	学校施設改修事業	
令和6年度 取組と成果	大島学園ランチルーム屋上改修工事、市内小学校体育館空調設備工事（自由ヶ丘小学校）、自由ヶ丘小学校防災機能強化改修工事、東郷小学校照明LED更新工事、赤間西小学校照明LED更新工事、赤間西小学校トイレ洋式化改修工事、東郷小学校トイレ洋式化改修工事、赤間西小学校校門整備工事、中央中学校正門外圍障整備工事、自由ヶ丘中学校トイレ洋式化改修工事、中央中学校トイレ洋式化改修工事、中央中学校照明LED更新工事、自由ヶ丘中学校LED更新工事を行い、児童・生徒の安全安心な学習環境を整備した。	
評価	3	上記、体育館空調整備事業の対応を最優先に進めた結果、年度当初に計画していた事業をいくつか中止せざるを得なかった。ただし、施設や設備の不備に対しては、学校と連携しながら優先順位を付け、健全な施設の維持管理に努めた。
課題と今後の方向性	今後、学校施設に求められる多様なニーズに対応できる教育環境の実現に向けて、関係課及び学校と連携しながら、計画的な施設改修などに取り組む必要がある。	

【事業の評価基準】 4：十分な成果が見られる 3：一定の成果が見られる 2：成果が不十分である 1：成果が見られない

事務事業名	城山中学校整備事業	
令和6年度 取組と成果	旧校舎棟の解体が完了し、屋外環境整備工事に着手した。	
評価	4	屋外環境整備工事による学校運営に対する影響を最小限にするため、学校現場と密に連携しながら、学校代替施設への送迎業務を発注し、支援した。

課題と 今後の方向性	引き続き、複数の工事が並行して行われる屋外環境の整備工事において、学校運営に支障がでないよう安全管理を徹底し、令和 8 年 3 月までに工事を完成させる。
---------------	---

【事業の評価基準】 4：十分な成果が見られる 3：一定の成果が見られる 2：成果が不十分である 1：成果が見られない

事務事業名	学校図書館事業
令和 6 年度の 取組と成果	各学校に学校司書を配置し、学習テーマに応じた図書館資料の収集・提供や教科単元に関する本の紹介などを行って学習をサポートするとともに、図書館教育担当教諭と連携し、学校図書館を使った授業に取り組んだ。 学校司書研修会（年 6 回開催）で、情報交換及び授業支援グッズの製作、ボードゲームを活用した読書推進の研修を実施した。図書館教育担当者研修会で「著作権～GIGA スクール時代の学校図書館」をテーマに研修会を実施し、図書館教育担当者としての資質の向上を図った。 図書館を使った調べる学習コンクールや小学生読書リーダー養成講座、中学生読書サポーター養成講座などを開催し、児童生徒の読む力と調べる力の育成を推進した。 全小中学校で図書館や電子図書館の使い方や活用法を説明し、読書活動や授業等での活用を図った。1 人あたりの閲覧・貸出冊数は小学生では紙の書籍 65 冊、電子書籍 13 冊、中学生では紙の書籍 11 冊、電子書籍 5 冊の実績があった。
評価	3 学校図書館での 1 人あたりの貸出冊数は、本の紹介や展示、朝読や授業での電子書籍の活用などにより、小中ともに全国平均を上回っている。1 学級当たりの図書館活用時数は、昨年度より伸びたが、全国平均と比べると小学校は上回り、中学校では低い傾向にある。学校アンケートで読書が「好き」「どちらかといえば好き」と回答した児童・生徒が小学校では 88%（昨年度+3%）、中学校では 68%（昨年度-4%）となった。
課題と 今後の方向性	児童生徒が学校図書館を通して読書の楽しさを知るとともに情報活用能力が身につくように、学校図書館の環境整備と、図書館教育担当教諭及び学校司書を中心とした学校図書館の活用を推進する必要がある。

【事業の評価基準】 4：十分な成果が見られる 3：一定の成果が見られる 2：成果が不十分である 1：成果が見られない

◇ 施策の課題と今後の方針

課題	児童生徒の抱える悩みや問題は多様化・複雑化しているため、関係課や関係機関との連携を強化していく必要がある。 不登校児童生徒が年々増加しており、不登校児童生徒の支援が必要となっている。 学校施設の多くが建築から 40 年以上経過していることに伴う修繕や大規模改修の必要性、年々増える特別支援学級の増設等学校施設に求められる多様なニーズに対応するため、費用の増加が課題となっている。 児童生徒の発達段階に応じた自主的な読書活動及び情報活用能力の育成に資するため、学校図書館を活用した教育活動を推進していく必要がある。
今後の方針	児童生徒の悩みや問題、地域や保護者からの学校に関する相談・要望、学校の抱える問題等に対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家や教育相談員の活用、関係課、関係機関と連携して改善・解消を図っていく。 登校支援員の配置、エール・ホープの運営（家庭訪問事業を含む）、GKI との連携を

	通じて、引き続き不登校児童生徒の支援を行う。 衛生面や安全面の徹底を図り、引き続き安全で安心して食べることができる給食を提供していく。また、食に関する知識や望ましい食習慣を身に付けるため、学校における食育を推進し、各教科と給食をつなげる学習を引き続き展開していく。 望ましい学校施設の維持、構築をすべく、今後施設の長寿命化を図りながら予算を平準化し計画的に維持更新していく。 児童生徒が紙の本や電子書籍などを活用した多様な読書活動や学習活動に取り組めるように、市内の学校図書館活用事例を共有し、図書館教育担当教諭と学校司書を中心に、学校図書館の機能強化を推進するとともに、児童生徒が主体となる読書推進活動や学習活動を支援していく。
--	---

IV グローバル人材の育成と国際交流の推進

◇ 施策の概要

グローバル化が進展する中、自治体においても世界に目を向け、将来様々な分野で中核的な役割を果たしていくグローバル人材を育成していくことが必要です。

語学力やコミュニケーション力を身につけるだけでなく、自国の文化を学び、異国の文化に触れる機会の充実や国際交流の推進を図りながら、市全体でこれからのグローバル化に対応した取組を進めていきます。

◇ 施策の方向性

【グローバル人材の育成】

日本や宗像の歴史、文化等を学び、自分自身の考えを持ち、主張できることに加え、異なる意見や価値観を受け入れる受容力、コミュニケーション力などを育む事業を展開していきます。

学校教育においては、小中一貫教育を通して、中学校外国語科への円滑な移行を図ることができるように、小学校の外国語科の授業及び外国語活動を充実させていきます。

また、異文化や語学を年齢を問わず学ぶことができるように、市内2大学等の教育資源を生かした取組や地域と協働した外国語に親しむ場づくりを行い、「学ぶきっかけ」と「学びたいときに学べる場」を広く市民に提供していきます。

【国際交流の推進と体制の整備】

国際交流については、金海市及びカザンラック市と行政レベルでの交流を継続していくことで、恒久的なつながりを築いていくとともに、民間レベルでの交流が活性化するよう支援体制を構築することで国際交流の充実を図っていきます。

また、学校、市民活動団体、コミュニティ運営協議会、大学、企業等と連携しながら、関連する事業の一体的な実施や交流機会の提供などのコーディネートを行うことで、相乗効果を図っていきます。

市民に対して、国際交流の状況など、積極的な情報提供を行い、国際交流の取組を共有化していきます。

◇ 施策を構成する主な事務事業

事務事業名	令和7年度所管名	主な指標名	単位	R5 実績	R6 実績
英語教育推進事業	地域教育連携室	英語を勉強することが好きな中学3年生の割合 (宗像市学習意識調査結果)	%	72	74
グローバル人材育成推進事業	地域教育連携室	英語を勉強することが好きな中学生の割合(宗像市学習意識調査結果)	%	69	70
国際交流事業	地域教育連携室	国際交流関連イベント参加者数 (学校訪問含む)	人	279 (1364)	212 (1950)

◇ 主な事業の令和6年度の取組実績と評価

事務事業名	グローバル人材育成推進事業		
令和6年度の 取組と成果	市内における外国人住民の増加に伴い、学校現場でも子どもたちの異文化理解の重要性が高まっている。そこで、ゲストティーチャーを派遣し、多文化共生について学ぶ授業を実施した。また、「むなかた子ども大学」事業では、多様な体験活動を通じて、育成が求められている「キャリアプランニング能力」の向上を目指し、年間を通してさまざまな取組を実施した。その成果が認められ、文部科学省と経済産業省が主催する「第13回キャリア教育推進連携表彰」で最優秀賞を受賞することができた。		
評価	3	グローバル人材に必要な文化や言語の違いを柔軟に受け入れる考え方や、将来の夢について考えるきっかけとして、年代に応じて多種多様な機会を提供することができた。	
課題と 今後の方向性	子ども達を取り巻く環境の変化に応じて、子ども達や学校のニーズに沿った事業を企画・展開し、より多くのグローバル人材の育成を目指す。		

【事業の評価基準】 4：十分な成果が見られる 3：一定の成果が見られる 2：成果が不十分である 1：成果が見られない

事務事業名	英語教育推進事業		
令和6年度の取組と成果	令和6年度より「積極的かつ即興的なやり取りをする対話力」を育成することを目指す、3～9年生を対象とした外国語教育支援事業を実施。外国人講師1人につき児童生徒6～7人の少人数グループで、授業で学んだ表現を実際に使う機会を提供した。また、英語を専門的に指導する英語専科教員を小学校全校に配置し、通常の授業の強化を図った。		
評価	3	幅広い学年を対象に外国語教育支援事業を実施し、宗像市独自の英語教育として外国人と「話す」機会を提供し、英語教育の推進につなげている。	
課題と今後の方向性	通常の英語授業と外国人講師を活用して実施する外国語教育支援事業のつながりを意識したカリキュラム設計を行い、通常の授業で学ぶ表現を外国人講師がいる外国語教育支援事業で実践的なコミュニケーションの場として活用することで、英語力を効果的に育成していく。		

【事業の評価基準】 4：十分な成果が見られる 3：一定の成果が見られる 2：成果が不十分である 1：成果が見られない

◇ 施策の課題と今後の方針

課題	外国語教育支援事業や講師派遣等、学校で実施するグローバル人材育成事業については、学校の要望やニーズに応じて改善を図り、より児童生徒の学びにつながり効果的な活用ができるよう展開する。
今後の方針	学校や地域と連携しながら、子どもたちに必要な資質や能力を育む「グローバル人材育成事業」に継続的に取り組み、グローバル社会に対応できる人材の育成を目指す。

V 互いに尊重し、協力し合う社会の充実

◇ 施策の概要

市民には、出生や性別に関係なく、平等に生活、活躍できる権利があります。その権利を守りながら、市民がお互いに支え、協力し合うことで、誰もが幸せを感じることができる環境を整備していきます。

◇ 施策の方向性

【人権の尊重】

人権教育については、学校では教職員の人権教育と同和教育に対する指導力の向上を図ることで、児童・生徒の人権意識を高めていきます。また、地域では研修会や講演会などを実施し、市民に対する人権教育に取り組んでいきます。

人権啓発については、人権週間や人権・同和問題啓発強調月間を中心に、街頭啓発や講演会の実施、人権文集の発刊などを通して、様々な人権問題に取り組んでいきます。

また、人権問題やDVなどのあらゆる暴力に対して、関係機関と連携、協力し、相談活動を実施していきます。

◇ 施策を構成する主な事務事業

事務事業名	令和7年度所管名	主な指標名	単位	R5 実績	R6 実績
人権教育啓発事業	人権対策課	研修会・講演会等の参加者数	人	1876	2451
人権対策推進事業	人権対策課	研修会参加者数	人	65	86

◇ 主な事業の令和6年度の実績と評価

事務事業名	人権教育啓発事業		
令和6年度の取組と成果	子どもや高齢者等の関係部署と連携し、インターネットリテラシーや認知症の方の人権をテーマとした研修会や講演会を実施することができた。また、高校の文化祭に初めて人権ブースを出店する等、多くの市民に向けて啓発を行うことができた。		
評価	3	市民一人ひとりの人権意識の高揚に繋がった	
課題と今後の方向性	市民一人ひとりが人権について主体的に考えるきっかけを提供するため、継続的な人権教育および啓発活動を行っていく。		

【事業の評価基準】 4：十分な成果が見られる 3：一定の成果が見られる 2：成果が不十分である 1：成果が見られない

◇ 施策の課題と今後の方針

課題	「宗像市人権教育・啓発基本計画」に基づいて各種事業を展開しているが、今もなお、インターネット上での誹謗中傷等、新たな形態の人権侵害が発生している。
今後の方針	無意識の偏見や思い込みに起因する人権侵害を防止するため、市民に対する人権に関する正しい理解の促進と、意識のさらなる高揚を継続的に図っていく。

VI 歴史文化の保存と活用

◇ 施策の概要

『『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群』は世界遺産登録後も、その価値が失われないように保存・管理を継続していきます。また、海の道むなかた館を通して、市民がこれら貴重な歴史文化、伝統文化に対する理解を深め、まちに愛着や誇りを持つような取組を行っていきます。

◇ 施策の方向性

【世界遺産の理解の促進】

世界遺産のガイダンス機能を持った「海の道むなかた館」を拠点として、情報の受発信を行い、多様な媒体を活用して広く国内外に情報を発信し、多くの人たちに認知されるように周知、啓発活動を行います。また、市民が郷土の歴史文化に誇りを持ち、住んでいて良かったと思えるよう市民と協働で啓発活動を行います。

加えて、『『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群』の世界的な価値を失うことのないように構成資産の保存、管理や経過観察を行い、あわせて沖ノ島を除いた構成資産周辺施設の適切な活用及び観光誘導に努めていきます。

また、構成資産周辺の緩衝地帯について、世界遺産のあるまちにふさわしい建造物の修景、観光客の受入体制の整備、市民が積極的に参加できる保存管理活動などを行っていきます。

【歴史文化の保存】

国指定史跡の田熊石畑遺跡・桜京古墳や国県市の指定文化財を有する宗像大社、鎮国寺、八所宮などの寺社、さらに未指定の文化財についても、市内に存在する歴史文化遺産全体の保存・活用に関する方針・取組を示した「宗像市文化財保存活用地域計画」に基づき、貴重な歴史文化遺産を適切に保存していきます。

【伝統文化の継承】

海の道むなかた館を通して、市民が郷土の歴史文化や伝統文化に触れ、学べる場を提供し、歴史文化、芸能、伝統文化の継承活動に対する支援を通じて、担い手づくりを進めていきます。

また、すでに合併前の市町村でそれぞれ編さんしている旧宗像市史、玄海町誌、大島村史、これまでの市内外の諸研究を参考に、最新の成果を加えた市史を編さんし、次世代に引き継いでいきます。

【歴史文化、伝統文化の発信と学びへの活用】

『『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群』を核とし、田熊石畑遺跡、桜京古墳などの史跡や有形・無形の歴史文化、伝統文化を市民の生涯学習、子どもの学校教育などで活用していきます。

また、海の道むなかた館では、親子を中心に歴史文化を楽しく学べる体験学習などを行います。

さらに、地域学芸員など市民ボランティアの養成に努め、海の道むなかた館を拠点に歴史文化の情報

を市内外に発信していきます。

◇ 施策を構成する主な事務事業

事務事業名	令和7年度所管名	主な指標名	単位	R5 実績	R6 実績
世界遺産保存管理事業	世界遺産課	「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」に関心がある人の割合	%	61	66
世界遺産公開活用事業	世界遺産課	海の道むなかた館来館者数	人	116,176	154,313
文化財調査事業	世界遺産課	埋蔵文化財事前審査件数	件	875	735
文化財施設等維持管理事業	世界遺産課	草刈り件数	件	1	3
海の道むなかた館展示活用事業	世界遺産課	特別展示・企画展示の回数	回	15	6
海の道むなかた館管理運営事業	世界遺産課	協議会開催数	回	1	1

◇ 主な事業の令和6年度の取組実績と評価

事務事業名	世界遺産保存管理事業	
令和6年度の取組と成果	世界遺産保存活用協議会（県、福津市、宗像大社、宗像市で構成する団体。以下「保存活用協議会」という。）において、構成資産の保全、調査研究を推進するべく各事業を実施した。 保存管理計画や整備基本計画に基づき構成資産の保存管理や整備を行うとともに、定期的な現地モニタリング調査を実施した。また、海岸清掃事業の実施だけでなく、景観担当部署と連携し、緩衝地帯の保全に努めた。	
評価	3	成果指標である世界遺産への「関心度」は、登録推進時と比べ減少傾向が続いている。 保存活用協議会での事業実施により、スケールメリットをいかし効果的かつ効率的な事業費執行となっている。 また、定期的な現地モニタリングの実施、開発行為等に対する事前協議により、構成資産及びその周辺環境は保全されている。
課題と今後の方向性	海洋漂着ごみへの対応及び緩衝地帯への保全に今後も継続して取り組む必要がある。また、世界遺産の本質的価値を継承するために、更なる市民への理解促進及び共感人口の拡充について進展させていく。	

【事業の評価基準】 4：十分な成果が見られる 3：一定の成果が見られる 2：成果が不十分である 1：成果が見られない

事務事業名	世界遺産公開活用事業
令和6年度の取組と成果	価値の発信、理解促進、受入環境の整備に関して、保存活用協議会と連携し、公開活用を推進するべく各事業を実施した。 また、令和4年度から世界文化遺産のある全国の自治体等呼びかけ、実施している「1113（イイイサンノヒ）世界遺産一斉清掃」活動については、令和6年度か

	ら事業のリニューアルを行い、対象活動をこれまでの「清掃活動」に限定せずに「各構成資産を守る活動・価値を伝える活動」に拡充し、「いい遺産プロジェクト」として実施した。その結果、参画地域の様々なアイディアにもとづく活動（展示会等）が実施されたことで、参加自治体数は17自治体と前年度と同じであったが、参加人数は105,435人（前年度実績：3,651人）と大幅な増加となった。	
評価	4	創意工夫を行いながら、理解促進につながる事業展開に取り組み、共感人口の拡充を図ることができた。
課題と今後の方向性	本質的価値を損なわないことを大前提としつつ、適切な来訪誘導を図り、更なる理解促進につなげていく必要がある。そのためにも、様々なステークホルダーとの連携を深め、世界遺産のあるまちとしてのブランド力を高めていく。 また令和6年度から開始した世界遺産関連施設へのインバウンド来訪者の調査結果の分析を通して、更なる効果的な情報提供について検討を進めていく。	

【事業の評価基準】 4：十分な成果が見られる 3：一定の成果が見られる 2：成果が不十分である 1：成果が見られない

事務事業名	海の道むなかた館展示活用事業	
令和6年度の取組と成果	子どもたちがふるさとに愛着と誇りを持ち、持続可能な社会の創り手としての意欲や行動力を育むことを目指して、世界遺産学習を核とした「ふるさと学習」や体験学習を実施した。体験学習では、様々な団体や機関と連携した季節ごとの体験イベントを企画・開催し、特に夏休み・春休み期間はファミリー層をターゲットに実施した。 館内展示として郷土の偉人である出光佐三氏にスポットをあてた特別展「出光佐三ー日本を支え故郷を愛した宗像人ー」を開催し、期間中5,400人を超える観覧者に来館いただくとともに関連イベント（講演会・バスツアー等）を実施することで、多くの方々にその功績等を発信できた。 このほか、館内等においてガイドを担当している地域学芸員に対してスキルアップ講座を実施した。	
評価	3	各種講座、体験学習、イベント等について、各団体や大学、企業等と連携して実施することで、世界遺産をはじめとする宗像の魅力発信に寄与できた。
課題と今後の方向性	インバウンドへの対応として、更なる世界遺産ガイダンス施設としての役割強化とふるさと学習等を通して次世代を担う子どもたちへの郷土愛の醸成を図っていく必要がある。また、地域学芸員の更なるスキルアップ及び魅力ある展示やイベントの企画・開催を通して、ガイダンス施設としての機能強化を図っていく	

【事業の評価基準】 4：十分な成果が見られる 3：一定の成果が見られる 2：成果が不十分である 1：成果が見られない

◇ 施策の課題と今後の方針

課題	世界遺産とは、国や民族を越えて人類が共有すべきものであり、かけがえのない財産として次世代に受け継がれていくべきものである。平成29年7月に国内21件目の世界遺産として『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群が登録されたということは、今を生きる私たちがその責務を負ったということでもある。 世界遺産への関心度については、コロナ禍以前と同程度の水準に回復してきたものの登録時の最高値までには至っていない。（市民アンケート結果：「関心がある」・「どちらかと言えば関心がある」の合計値。令和元年度66%、令和6年度66%、平成
----	---

	29年度73%) また、市内には田熊石畑遺跡、桜京古墳などの史跡、宗像大社、鎮国寺、八所宮などの寺社、祭礼をはじめとする地域伝統文化など、指定・未指定に関わらず歴史文化遺産が色濃く残り、地域の誇りとなっているが、維持管理や担い手不足などにより継承が困難になりつつあるものもある。
今後の方針	「持続可能な世界遺産CITY宗像」の実現に向け、まずは、未来を担う子どもたちに向けた理解促進の場の創出のため、世界遺産を核としたふるさと学習の拡充について海の道むなかた館を拠点として引き続き取り組む。次に、海岸清掃活動を中心とした環境保全活動を市民協働により取り組み、世界遺産を守り伝える“共感人口”の拡充につなげる。 歴史文化、伝統文化の継承に関しては、指定文化財はもとより、地域の貴重な財産である未指定の歴史文化遺産についても、「文化財保存活用地域計画」に基づき、適切に保存していく。 そのために、田熊石畑遺跡歴史公園や海の道むなかた館を生涯学習や学校教育で活用するため、展示や歴史講座、体験学習の提供などを行う。さらに、市民が郷土の歴史や伝統文化に触れ、学べる場を提供するとともに、継承活動に対する支援をとおし、担い手づくりを進める。あわせて、地域学芸員や次世代の歴史文化遺産の担い手を養成するとともに、海の道むなかた館を核にした情報発信に努める。 また、令和9年度に世界遺産登録10周年を迎えるにあたって、これまでの取り組みの検証を行うとともに、更なる世界遺産の価値の発信に向けた取り組みの準備を進めていく。

VII 生涯を通じた学習の振興

◇ 施策の概要

生涯学習活動や文化芸術活動を通して、さまざまな分野を学んだり、鑑賞できる機会を創出したりするとともに、学んだ成果を広くまちづくりに活かす仕組みの構築や市民図書館を誰もが身近に感じることができるよう、充実を図り、市民一人ひとりの生きがいに繋がっていきます。

◇ 施策の方向性

【学びや活動ができる場の提供】

市民が自発的に学び、参加する機会を拡充するため、多様な媒体活用による情報受発信の強化や生涯学習の充実を図っていきます。

また、さまざまな活動の中で自ら気づき、学ぶ機会を促していきます。

さらに、市民学習ネットワーク、市民活動団体、地域、大学等と連携して、学べる場の提供や学んだ成果を広くまちづくりに活かす活動の場を増やしていくとともに、学んだ市民と各種団体をつなぐ中間支援機能の強化を図っていきます。

【文化芸術活動の充実】

宗像ユリックスを中心とする文化芸術活動の情報発信や収集、若手芸術家に活動の場を提供しながら、市民が文化芸術に触れる仕組みづくりを整備していきます。

併せて、宗像ユリックスに足を運ぶことが困難な市民に対しては、芸術家を派遣し、市内のあらゆる

場所で芸術鑑賞ができる場を設けていきます。

また、市民による文化芸術活動を積極的に支援していきながら、医療、福祉や観光など異分野で波及させるための取組を行っていきます。

【市民に身近な図書館づくり】

多様化する市民のニーズを把握しながら、年齢を問わず、市民のライフステージに応じて本で支援するため、電子図書館サービス、効果的な情報発信及びレファレンスサービスの利用促進など市民図書館サービスの充実を図っていきます。

また、市民図書館が生涯学習、読書支援、生活情報入手の拠点施設として、幅広く資料を収集することで、多様な読書ニーズにも対応していきます。

さらに、市民活動団体等と連携を進め、活動を支援することで、市民等による図書館事業への参画を進めていきます。

加えて、図書館運営のあり方を調査研究し、効果的な運営に取り組んでいきます。

◇ 施策を構成する主な事務事業

事務事業名	令和7年度所管名	主な指標名	単位	R5 実績	R6 実績
公民館支援事業	コミュニティ協働推進課	補助申請件数に対する実施率	%	100	100
生涯学習推進事業	地域教育連携室	ルックルック講座登録講座数	講座	179	179
陶芸施設管理運営事業	コミュニティ協働推進課	管理者との協議回数	回	12	12
市民文化芸術活動推進事業	文化スポーツ課	芸術祭等の入場者数	人	7,878	7,966
宗像ユリックス施設管理運営事業	文化スポーツ課	文化事業入場者数	人	97,203	91,732
市民図書館事業	図書課	講座・イベント等参加者数	人	5,248	6,628

◇ 主な事業の令和6年度取組実績と評価

事務事業名		市民文化芸術活動推進事業	
令和6年度の 取組と成果		「文化芸術の推進によるまちづくりアクションプラン」を策定し、文化芸術振興の方向性を明確化した。宗像ユリックスを拠点として、市民の多様なニーズに応える幅広いジャンルの文化芸術事業を実施した。文化祭や吹奏楽祭、子ども芸術祭では、多くの市民が参加し、文化芸術に触れる機会を創出した。また、障がいのある方の社会参画等を図るため、ユリックスと連携し、障がい者アート事業を実施した。中学校部活動については、地域移行を見据え、民間事業者への運営委託の仕組みを整備するなど、持続可能な運営体制づくりに向けた課題整理を行った。	
評価	3	アクションプラン策定、多様な文化事業の実施や吹奏楽部の地域移行に取り組む、市民が文化芸術に触れる仕組みづくりを行った。また、障がい者アート事業で福祉分野に文化芸術活動を波及させることができた。	
課題と		「文化芸術の推進によるまちづくりアクションプラン」に基づく取組を着実に推進	

今後の方向性	しながら、今後も引き続き文化芸術の振興を図っていく。中学校の部活動については、美術部等の他の文化部活動の地域移行に向け、関係機関と連携しながら調整を行う。
--------	---

【事業の評価基準】 4：十分な成果が見られる 3：一定の成果が見られる 2：成果が不十分である 1：成果が見られない

事務事業名	市民図書館事業
令和6年度の取組と成果	読書推進ボランティア団体や関係団体等と連携しておはなし会やイベントを行うとともに、関係課とも連携を図り館内展示や連携講座を実施した。いずれにおいても新たに本を手取るきっかけとなるよう展示・掲示をはじめ読み聞かせや本の紹介・情報提供を行った。その結果、貸出冊数が前年を上回った。
評価	3 多くの事業でテーマに関連した本の紹介・情報提供を行うなどして市民の読書活動に結び付ける取組みを行った結果、連携講座等の中で紹介した本を講座後に参加者が借りて帰るなどの効果が見られた。
課題と今後の方向性	図書館の利用やイベントに参加する年代には偏りが見られ、特に高校生・大学生が低い傾向にある。若い世代にも受け入れられる取組が必要である。

【事業の評価基準】 4：十分な成果が見られる 3：一定の成果が見られる 2：成果が不十分である 1：成果が見られない

◇ 施策の課題と今後の方針

課題	文化芸術活動に関わる層の固定化、高齢化がみられる。また、部活動移行については、美術部など他の文化部活動の地域移行に向けた調整と、持続可能な運営体制の構築が課題である。 市民の誰もが読書に親しむことができるように、乳幼児から高齢者までライフステージに応じた取組が必要である。
今後の方針	アクションプランの進捗管理と見直しを行い、地域の現状やニーズに即した文化芸術施策を推進するとともに、若者や子育て世代の参画を促進する。あわせて、美術部など他の文化部活動の地域移行に向け、関係機関と連携しながら具体的な仕組みづくりを進める。さらに、文化芸術活動補助金のスキームを見直し、幅広い市民が主体的に文化芸術活動に参画できる環境の整備を図る。 子どもが日常生活の中で自ら読書に親しめるように読書環境を整備するとともに、子どもが発達段階に応じて多様な読書の機会を得られるように子どもと本をつなぐ取組を推進していく。 また、社会の変化や多様な市民のニーズに応えられるよう計画的に蔵書を構築し読書環境を整備するとともに、市民の誰もが「知る・学ぶ・楽しむ」ことができるように読書活動を推進していく。特に、若い世代にも届くよう情報発信に取り組んでいく。

VIII スポーツの多面活用

◇ 施策の概要

本市ではスポーツ推進計画を策定し、スポーツを通して、市民の健康づくりや地域活動の増進を図っていきます。

また、市民がライフステージに応じて、スポーツに親しめるように、機会や場の提供、施設の整備等スポーツ環境の充実にも努めます。

さらに、スポーツを通した観光事業を実施していきます。

◇ 施策の方向性

【スポーツ、運動を通した健康づくり、地域活動の増進】

地域、大学、民間等と連携し、スポーツや運動を市民の自主、自発的な活動だけでなく、地域で習慣的に楽しくスポーツ、運動を行う市民を増やすための機会提供やネットワーク化を図り、市民の健康づくりを支援する仕組みを整えていきます。

また、地域でスポーツを通した健康づくり、地域住民の交流、コミュニケーションを増進させるため、スポーツ、運動を促進するためのサポート体制を整備していきます。

【ライフステージに応じたスポーツ活動の推進】

児童・生徒のスポーツ、運動の支援については、複数スポーツの検討や楽しく体を動かす運動遊びなど新たな機会の提供、小学校の体育、スポーツクラブ活動の支援体制を整備するなど、体力向上と将来にわたって運動、スポーツをすることが好きになる子どもを増やしていく取組を進めていきます。また、それぞれの年代に応じたきっかけづくりのスポーツプログラムを提供しながら、習慣化へつなげていくサポート体制も整備していきます。

障がい者スポーツ支援については、障がいの種類や程度に応じて、障がい者が自主的かつ積極的にスポーツを楽しむ環境整備や取組について調査研究し、必要な措置を講じていきます。

これらの取組を推進するため、本市を拠点に活動しているトップスポーツのチーム、スポーツ関係団体、学校、大学等が保有する人材、施設、設備、ノウハウ等のスポーツ資産をより有効に活用していきます。

【地域スポーツ環境の整備】

今後増加が見込まれるスポーツ人口に対応するために、学校開放施設や市スポーツ施設の利用拡大、開館日の拡大、民間スポーツ施設の活用、都市圏を除く近隣自治体のスポーツ施設の相互利用について検討し、必要な場の確保に努めていきます。また、スポーツを多面的に活用するための施設整備については、市のアセットマネジメント推進計画に沿って、進めていきます。

◇ 施策を構成する主な事務事業

事務事業名	令和7年度所管名	主な指標名	単位	R5 実績	R6 実績
市民スポーツ活動推進事業	文化スポーツ課	ニュースポーツ・体力テスト参加者数	人	7,443	4,509
スポーツサポートセンター運営事業	文化スポーツ課	体力向上プログラムへの参加者数	人	3,306	6,076
体育施設管理運営事業	文化スポーツ課	体育・学校施設開放利用者数	人	426,262	411,302
体育施設改修事業	文化スポーツ課	改修工事箇所数	箇所	1	4
体育施設管理運営事業 (大島地区)	元気な島づくり課	利用者からのクレーム件数	回	0	0

◇ 主な事業の令和6年度の実績と評価

事務事業名	市民スポーツ活動推進事業	
令和6年度の実績と成果	スポーツ推進委員と連携し、社会福祉協議会や小学校の体力テストに技術指導等の講師を派遣するなど、運動・スポーツを推進する取り組みを行った。また、中学校部活動の廃止に伴う受け皿として、地域クラブの認定要件を定めるなど設立推進に向けて取り組んだ。	
評価	3	市の運動・スポーツの推進が停滞することのないよう取り組みを行うことができた。
課題と今後の方向性	要望の多い地域へのスポーツ推進委員の派遣については、引き続き、スポーツ推進委員と協力しながら取り組んでいく。部活動の地域移行については、子どもたちがスポーツに親しむ機会を損なうことのないよう、あるべき姿を明確にして教育委員会と連携しながら取り組みを進める必要がある。	

【事業の評価基準】 4：十分な成果が見られる 3：一定の成果が見られる 2：成果が不十分である 1：成果が見られない

事務事業名	スポーツサポートセンター運営事業	
令和6年度の実績と成果	新たな取り組みとして、子ども家庭センターと連携し「親子リズム体操教室」を実施した。また、グローバルアリーナと連携して「むなかたっ子熱くなれ」を実施した。	
評価	3	R6 から新たな取り組みを実施し、スポーツサポートセンター事業の参加人数は過去最大となった。
課題と今後の方向性	スポーツサポートセンター事業を始めて7年が経過したが、今後、市としてどのように進めていくべきかについて、方針を決める必要がある。	

【事業の評価基準】 4：十分な成果が見られる 3：一定の成果が見られる 2：成果が不十分である 1：成果が見られない

事務事業名	体育施設改修事業	
令和6年度の実績と成果	明天寺公園野球場の改修工事をはじめ、ふれあいの森、市民体育館、勤労者体育センターの工事を実施した。	
評価	3	優先順位をつけて対応することができた。
課題と今後の方向性	建築から年数が経過し老朽化が進行している施設が多いことから、緊急対応が必要な工事が多い。限りある予算のなかで利用者の安全・安心を保つことができるよう適切に対応する必要がある。	

【事業の評価基準】 4：十分な成果が見られる 3：一定の成果が見られる 2：成果が不十分である 1：成果が見られない

◇ 施策の課題と今後の方針

課題	市民の運動・スポーツの活動の場となる体育施設が建築から40年以上が経過し、老朽化により改修の必要性が増している。 中学校部活動が他市に先駆けて廃止となることから、子どもが気軽にスポーツに親しむことができる環境整備が必要である。
今後の方針	令和7年度から新たなスポーツ推進計画を策定し、市のスポーツ施策を一層推進していく。特に体育施設については、引き続き、優先順位をつけながら適切に維持補修を行っていく。また、中学校部活動については、学校、保護者、クラブ等と対話を行いながら、地域への移行を進めていく。

(2) 教育に関し学識経験を有する者による意見<総括>

本報告書は、令和6年度の宗像市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価した結果を報告するものである。ここでは、法の規定に基づき効果的な教育行政の推進に資するとともに、教育行政の推進状況に関する市民への説明責任を果たすため、宗像市教育委員会の教育事務に係る8施策に関してその取り組みについて点検及び評価された結果が報告されている。

以下、各項項目に関して意見を述べる。

I 「子育て環境の充実」に関する施策について

本市の「子育て環境の充実」に関する施策は、少子化・核家族化・共働き世帯の増加といった社会的背景を的確に捉えたものであり、特に「相談支援体制の強化」および「幼児教育の質的向上」に重点を置いている点が評価される。家庭だけでなく、地域社会や関係機関が子育てを共に担うという理念に基づいた多層的支援体制の構築は、今後の持続可能な子育て社会に不可欠な方向性であると考えられる。

育児不安や孤立の解消に向けて、医師会や関係機関と連携した相談体制の充実は、非常に重要である。特に、発達に課題を抱える子どもや障がいのある子どもを対象とした支援の「切れ目のない体制づくり」は、保護者の精神的な安定や子どもの成長を支える基盤となる。しかし、支援が届きにくい家庭（制度を知らない・アクセスが困難な世帯）へのアプローチや、支援者側の人材確保と専門性の強化が今後の課題であろう。そのため、民生委員・児童委員や保健師、子ども家庭相談員など、多職種が有機的に連携する体制の整備がより一層求められよう。

幼児教育振興事業においては、保育所・幼稚園・認定こども園と小学校との接続（いわゆる「保幼認小連携」）を重視している点は非常に先進的である。幼児教育から小学校教育への接続に関する研修や協議会の開催は、教員同士の理解を深め、教育の連続性を高める効果があり、今後も継続・拡充が望まれる。特筆すべきは、現在検討が進められている「アプローチカリキュラム」は、発達の個別性に配慮しながら、「学びに向かう力」を育む上で非常に有効と考える。これは、子ども主体の学びを保障し、早期の過剰な知識詰め込みではなく、「遊びを通じた学び」の質的担保にもつながることが期待される。

最後に、子育てを「個人の責任」ではなく、「社会全体で担う」という意識改革を促す広報・啓発活動も、今後必要であると考えられる。

II 「教育活動の充実」に関する施策について

本施策は、激動する社会のなかで児童生徒が「生きる力」を身につけることを目指し、知・徳・体のバランスを重視しながら教育の質の向上を目指す点で、極めて意義深いものである。特に、小中一貫コミュニティ・スクールの推進やICTの活用、地域・家庭との連携、特別支援教育の充実といった複合的な取組は、今後の学校教育の在り方として大きな価値をもつ。

本市が進める小中一貫コミュニティ・スクールは、児童生徒の9年間を見通した一貫した教育課程の中で、育てたい子どもの姿を地域・学校・家庭で共有し、協働して育成するという点で、極めて先進的な試みである。特に、学園コーディネーターの配置や「ふるさと学習カリキュラム」の展開は、教育の地域化を通じた学びの深化につながっており、地域の教育力を活用した人間形成の一助になっている。

一方で、不登校児童生徒数の増加（中学1年生：49人→64人）は懸念される点であり、学校外の学びの場やメンタルヘルス支援の充実、学園内外の「第三の居場所」的空間の設置など、より柔軟な教育のあり方が求められる。

GIGAスクール構想の着実な実装、ICT運営支援センターの開設による迅速な対応、教師への研修など、インフラ・人材両面からの支援体制が構築されていることは高く評価できる。教師のICT活用力が

向上しつつあること、授業支援員によるサポートが定着している点も成果として認められる。今後は、児童生徒の情報活用能力（Digital Citizenship やメディア・リテラシーなど）の明確な育成目標の設定と、データ利活用に基づく個別最適な学びの構築を目指す必要がある。また、端末の更新時期に際しては、単なる機器更新にとどまらず、教育のあり方そのものの見直し（協働学習、探究的学びの充実等）が求められる。

特別支援学級や通級指導教室、医療的ケアへの対応、巡回相談体制の構築など、包括的な支援が行われており、支援を必要とする児童生徒への教育の質的保障が進んでいることは、非常に評価できる。今後は、支援が必要な児童生徒の在籍が通常学級においても増加している現状を踏まえ、すべての教職員が特別支援教育の基本的な知識と対応力を有することが前提となる時代に入っている。学校単位での特別支援教育コーディネーターの役割強化、校内研修の制度化、多様な合理的配慮の事例集の整備など、全体的な包摂教育（インクルーシブ教育）への転換が急務である。

放課後子ども総合プランの成果は顕著であり、参加児童の増加、地域住民との交流による「地域が子どもを育てる」文化の醸成が見られる。特に、学校支援ボランティアの活用や地域学校協働活動推進員の役割は、社会全体で教育を支えるモデルとして今後も拡大・深化が望まれる。ただし、推進員の活動内容の不明瞭さという課題が示すように、地域関係者が自律的に教育に参画できる体制整備とスキル向上支援が重要である。今後は、協働体制の明確化、活動事例の可視化、担い手の継続的育成といった観点での仕組み強化が期待される。

Ⅲ「教育環境の充実」に関する施策について

児童生徒の健やかな成長と学びの保障に向けて、教育の基盤となるハード・ソフトの両面に丁寧に取り組んでおり、一定の成果を収めていると評価できる。

学校図書館の整備と司書による支援体制は、着実に進められており、小学校における読書活動は全国水準を上回る成果が確認された。一方、中学校においては読書時間・読書意欲の低下傾向が見られることから、思春期の特性に応じた図書サービスや学習支援の柔軟化・多様化が求められよう。

食育活動の中で地域・家庭・産業との連携を図り、体験活動や特産品開発まで展開している点は全国的にも先進的であり、キャリア教育・地域理解・持続可能な開発（ESD）の観点から高く評価できる。

学校施設の多くが40年以上経過し、今後の維持更新が重要な課題である点は、本市に限らず全国的な共通課題である。体育館空調整備やトイレの洋式化など、子どもたちの快適性・衛生面を重視した改修が進んでいる点、特に、避難所としての防災機能向上と教育機能の両立を視野に入れている点は、非常に評価できる。今後、施設改修の優先順位づけには、市民や保護者、教職員、そして子どもの声を反映する仕組みが必要であろう。例えば、「学校施設改善に関する市民参画型評価制度」の導入など、政策形成過程に多様な当事者の関与を促すことが望まれる。

不登校児童生徒の増加に対し、教育支援センター（エール・ホープ）や家庭訪問、GKI との連携など、多層的な支援体制が構築されていることは評価される。特に、学校復帰にこだわらず、「自分らしく社会とつながる」ための居場所と支援が用意されている点は、教育の多様性確保の観点から重要である。

Ⅳ「グローバル人材の育成と国際交流の推進」に関する施策について

急速に進むグローバル化と多文化共生社会に対応した地域教育政策として、一定の成果をあげていることを評価できる。

小中一貫教育のもとでの外国語教育支援事業や、外国人講師との少人数対話型活動の導入は、「使える英語力」の育成という実践的アプローチとして有意義である。特に、本市が様々な取組で提供している児童生徒が即興的なやり取りに慣れる機会は、将来的な英語使用場面（進学・留学・就業）を見据えた基礎

力の醸成に寄与するであろう。一方で、英語専科教員と外国語教育支援事業との連携において、カリキュラムの縦横の整合性（スパイラルな語彙・表現の定着）が求められる段階にきているのではなかろうか。英語学習に対する「好き」の割合が着実に上昇している点はポジティブな傾向であり、その背景には学習環境の心理的安全性と、成功体験の積み重ねがあると推察される。

本市の取り組みの中でも特筆すべきは、「むなかた子ども大学」を通じたキャリア教育の展開と、「第13回キャリア教育推進連携表彰」受賞という成果である。これは、グローバル人材＝語学力のみならず、多様な価値観を理解し、自らの進路を主体的に構築する力として捉えていることの現れであろう。今後、外国人講師やゲストティーチャーは、単なる語学指導者ではなく、「異文化に生きる個人」として、子どもたちの価値観形成に大きな影響を与えうる存在であることを、制度設計に活かしていくことが求められる。

金海市（韓国）やカザンラック市（ブルガリア）との国際交流を行政・民間レベルで継続している点は、持続可能な自治体間外交の観点から評価できる。ただし、R6年度はイベント参加者数が減少傾向であり、市民レベルでの実質的な国際交流の裾野拡大が課題として指摘されている。

市民に対して積極的な情報発信を行うとされているが、今後は「交流の可視化」「感動の共有」「成果の発信」の観点から、参加者の声や活動記録、映像などを含めた多様な発信手法を検討していくことが求められよう。

V「互いに尊重し、協力し合う社会の充実」に関する施策について

本市の人権教育・啓発施策は、社会の多様化・情報化が進展する中で、地域社会の基盤となる「相互理解」「包摂」「共生」を具現化しようとする真摯な取り組みであると評価される。特に、人権教育を学校教育・市民啓発・相談体制の3本柱で推進している点、また、新たな人権課題（インターネット・高齢者差別等）に応答しようとしている点は高く評価できる。

学校教育における教職員の指導力向上を軸とする取組は、人権意識の定着において極めて重要な土台である。とりわけ、教職員が「指導対象」ではなく「人権教育の担い手」としての意識をもつことが、児童生徒の人権感覚の涵養につながる。

R6年度は講演会・研修会の参加者数が大幅に増加しており、これを一過性に終わらせず、今後の継続的な参加につなげるためには、参加型・対話型のプログラム設計としてブラッシュアップしていくことが必要である。初の試みとして挙げられた高校の文化祭での人権ブース出展は極めて有意義である。若年層への接点拡大と、人権を「自分ごと」にする仕掛けの拡充を期待される。

市の課題認識にある「インターネット上の誹謗中傷」や「無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）」は、現代社会における深刻な人権課題である。特に、SNSによる名誉毀損や差別発言は、若年層を中心に重大な心理的・社会的影響を及ぼす。そのためには、情報モラル教育（情報リテラシー）と人権教育の連携（教育委員会・図書館等との連携強化）、学校・家庭・地域それぞれに向けた「デジタル市民性教育（Digital Citizenship）」の導入、匿名相談機能を含む相談体制の強化と周知徹底、また、バイアスやステレオタイプに気づかせる教育には、心理学的なアプローチ（例：インパクトのあるストーリーテリングや映像教材など）も効果的であると考えられる。

VI「歴史文化の保存と活用」に関する施策について

世界遺産の保全と活用の両立、および地域に根ざした文化の継承と教育的活用をバランスよく目指すものであり、きわめて意義深い取り組みと評価できる。なかでも、世界遺産「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の本質的価値を守りつつ、市民の理解と誇りを育む方向性は、国際的な文化遺産保護の潮流と合致している。ただし、指標の一つである「関心度」の停滞、地域文化の担い手不足など、“内発的

な文化支援”の強化と“次世代との接続”に今後の鍵があると考えられる。

世界遺産保存活用協議会による事業推進は、関係機関の連携と効率的な資源活用の観点から優れた実践である。特に、保存管理計画に基づく現地モニタリングや緩衝地帯の景観保全、海岸清掃事業など、具体的かつ継続的な保護措置が講じられている点は高く評価できる。一方、関心度（令和 6 年度 66%）は平成 29 年度の登録時（73%）と比較すると横ばい～微減傾向であり、市民の意識定着が一巡しつつある状況が読み取れる。

「いい遺産プロジェクト」へのリニューアルは、市民や参画自治体の創意工夫を促すもので、10 万人を超える参加者を生んだ点は画期的である。単なる保全活動から「物語を伝える活動」へと進化させた点は、国内他地域にも波及的効果を持つ成功例といえよう。

「海の道むなかた館」を拠点とした体験学習や展示は、地域資源を生涯学習・学校教育の中に組み込む実践として好事例である。特に、出光佐三氏の特別展や親子向け体験型学習は、ふるさとへの誇りを醸成し、地域アイデンティティの再確認に寄与するであろう。また、「ふるさと学習」の枠組みを、歴史・文化・自然・産業を横断する総合的地域学として育て、教育行政との連携のもとで地域全体の教育力に昇華することが期待される。

宗像市が策定した「文化財保存活用地域計画」に基づき、未指定を含む文化財の保存に目を向けている点は特筆すべきである。これにより、「地域の記憶」としての小さな神社や祭礼、古道、民俗技術など、“地域の日常に埋もれた文化資源”の発掘と継承が可能となる。ただし、担い手の減少・高齢化が進む中で、地域住民による継承活動への直接的な支援（助成・育成・技術継承）、次世代への継承者育成プログラム（学芸員志望者、郷土史サークル等）、市民大学や公民館講座等を通じた知識と体験の普及が求められるとともに、世界遺産登録 10 周年を控えた令和 9 年度に向けて、これまでの施策を「点検・再設計」し、文化政策のアップデートを図る好機であると考えられる。

VII 「生涯を通じた学習の振興」に関する施策について

多世代が主体的に学び・活動できる場づくりを目指しており、市民の生きがいづくりや地域活性化に資する重要な施策である。特に、公民館支援や図書館の充実、文化芸術の多様なプログラム実施などの取り組みは、地域の知的基盤と文化基盤を支える基礎的な施策として高く評価できる。

多様な媒体による情報発信や、市民・団体・大学など多様な主体との連携は、学習機会の裾野拡大に寄与していると考えられる。中間支援機能の強化は、学習成果を地域づくりに活かす上で重要であり、持続可能な市民活動の基盤となるため、引き続き注力をしていただきたい。課題としては、若年層や働く世代の参加促進が挙げられ、例えばオンライン講座や夜間・週末のプログラム充実、子育て世代が参加しやすい環境整備などの工夫が必要である。

多様な文化芸術事業を展開し、障がい者アートの推進など福祉分野との連携も図っている点は評価できる。また、芸術家の派遣や市内各地での鑑賞機会提供など、市民の多様なアクセス環境整備も評価できる。ただし、文化芸術活動に関わる層の固定化や高齢化が進んでいるため、若者や新規参入者を呼び込むための取り組みの模索が不可欠である。

中学校文化部活動の地域移行は、文化活動の地域定着に向けた先進的な試みであり、持続可能な運営体制の構築と関係機関との連携を一層進めていく必要がある。

図書館とボランティア、関連団体、関係課との連携による読書推進は効果的であり、貸出冊数増加にもつながっている。しかし、若年層（高校・大学生）の利用率が低い傾向が課題である。これを改善するためには、若者の関心や生活スタイルに合ったサービス（SNS 活用、デジタルコンテンツ充実、学生向けイベントや学習支援など）が求められよう。さらに、乳幼児から高齢者までのライフステージに応じた読書環境整備や多様な読書機会提供は、生涯学習推進の要として強化していくことも視野に入れておきた

い。

VIII 「スポーツの多面活用」に関する施策について

現代社会におけるスポーツの意義を多角的に捉え、市民の健康、地域コミュニティの活性化、教育、福祉、観光といった複数の分野と結び付けようとする先進的な取組であり、高く評価できる。特に、ライフステージに応じたスポーツ環境の整備や、中学校部活動の地域移行に対応する地域スポーツクラブの構築は、今後の日本社会における運動機会の維持・拡充にとって重要な課題であり、本市がこれを先駆的に進めている点は意義深いと考える。

市民の健康・交流の基盤として、スポーツ施設は単なる運動の場を超えた地域の社会資本である。しかしながら、多くの施設が築40年以上と老朽化している現状は、市民の安全確保や参加意欲の継続に影響を与える懸念がある。限られた財源の中での維持補修は容易ではないが、中長期的な整備計画の策定と、市民の声を反映した優先順位の見直しが求められよう。

部活動の地域移行は、教員の働き方改革の観点からも、教育現場と地域との連携が必要不可欠な取組である。現時点では、教職員・保護者・地域クラブの役割分担や責任の所在が明確でない場合も見受けられ、運営基盤の不安定さが懸念される。持続可能な運営には、財政的支援に加え、指導者の育成・派遣体制の構築、および学校との情報共有・連携体制の制度化が不可欠である。

障がい者スポーツに関する言及があり、今後は誰もが参加できるユニバーサルなスポーツ環境の整備がより求められる。バリアフリーの施設整備や、障がいの有無にかかわらず一緒に楽しめる共生型プログラムの普及は、スポーツを通じた地域共生社会の実現に大きく寄与するはずである。

観光資源としてのスポーツの活用は、地域経済活性化とスポーツ振興を両立させる可能性がある。合宿誘致や大会開催はもちろん、「スポーツ×地域文化」「スポーツ×食・自然」などとの掛け合わせによる新たなコンテンツ開発が期待される。そのためには、スポーツ団体だけでなく、観光・産業・農業部門等との横断的な連携の模索にも挑戦していくべきであろう。

*

*

今後、宗像らしい教育行政がさらに深化充実するためには、世界遺産の有効活用、市民の心の豊かさの醸成、健康・体力づくりなどを関係課、担当等の枠組みを超えた組織横断プロジェクトの視点に立ったシステムを取り入れつつ、それぞれの持ち味や実績、アイデアを総合して「誰もが楽しく学び、幸せや生きがいを感じ、活躍できるまち宗像」の基本理念を具現化し続けることが期待される。